

第 2 5 回 期

第 3 7 回 浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和 8 年 7 月 1 7 日（金） 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 0 0 分

2 開催場所 浅川町役場 2 階大会議室

3 出席委員（農業委員 9 人・推進委員 1 0 人）

会 長	1 0 番	白川	清一
委 員	1 番	兼子	泰彦
同	2 番	高坂	和幸
同	3 番	須藤	孝夫
同	4 番	藤田	保幸
同	5 番	富永	勉
同	7 番	須藤	一二
同	8 番	小針	充則
会長職務代理者	9 番	酒井	秀忠
推 進 委 員		（ 簗 輪 ・ 袖 山 ）	関根 盛夫
同		（ 中 根 松 ）	会田 信二
同		（ 大 草 ）	斎藤 良文
同		（小 貫・太田輪）	薄井 常義
同		（里白石・福貴作）	須藤 寿行
同		（里白石・福貴作）	鈴木 政吉
同		（ 山 白 石 ）	我妻 伸司
同		（ 山 白 石 ）	岡田 勇弥
同		（ 浅 川 ・ 滝 輪 ）	緑川 孝雄
同		（東大畑・畑田）	小室 一男

4 欠席委員（農業委員 1 人）

委 員	6 番	鈴木	啓
-----	-----	----	---

5 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会議書記の指名

日程第 3 付議事項

（1）議案第 9 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定について

1 件

（2）議案第 9 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

3 件

6 農業委員会事務局職員
 事務局長 関根 恵美子
 主 査 生田目 麻貴

7 会議の概要

事務局長	一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。
会 長	ただいまから第37回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 本日も、お忙しいなか、ご参集頂き誠にありがとうございました。 本日は、私たち25回期農業委員会の最後の総会となります。 議案としては、第94号と第95号件数として4件となっております。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたしまして、挨拶とします。以上です
会 長	本日の出席委員は10名中9名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第37回浅川町農業委員会総会は成立しました。 なお、推進委員の出席は10名中10名です。
会 長	議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、8番 小針充則委員、9番 酒井秀忠委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。 書記には事務局職員の生田目主査を指名いたします。
会 長	それでは、議事日程第3、議案第94号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	(議案第94号朗読)
会 長	議案第94号について、浅川・滝輪地区推進委員 緑川孝雄委員より調査報告及び意見を求めます。
緑川委員	浅川・滝輪地区推進委員の緑川です。 議案第94号 農地法第3条について調査結果の報告及び意見を申し上げます。

	譲渡人 **** ****さん、譲受人 **** ****さん。以下記載のとおりです。 7月9日 木曜日 午前8時30分より、地区副担当の小針委員、酒井委員、及び譲渡人、譲受人立ち会いのもと現地にて調査をしてまいりました。 譲受人は現在の住所に住んで10年ほど経過しているそうですが、数年前から自宅の目の前にある譲渡人の畑を借りて家庭菜園をしているとのことで、現地確認時も数種類の野菜が育っている状況でした。 譲渡人は現在一人暮らしで、他にも土地を所有しており管理しきれなくなってきたため譲受人へ譲渡を打診したところ、家庭菜園を続ける意思があったため今回の申請に至ったとのことです。 農地法第3条第2項の1号から6号まで何ら問題なく、許可相当であるとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。
会 長 事務局長	事務局より補足説明をお願いします。 補足説明いたします。 譲受人は非農家で、農地も所有されていませんでしたが、自家用野菜等の栽培のため、農地を取得するために今回の申請に至ったとのことです。家が近所で知り合いの譲渡人が、自宅の裏側に農地を所有されていたため譲り受けることになったとのことです。 農地の取得後は、地域農業活動の取り決めを守り、農地の利用調整に協力し、農薬の使用方法については地域の防除基準に従いながら栽培を行うとのことです。 以上のことから、農地法第3条第2項各号について該当するものがなく、問題ないものと思われます。以上です。
会 長	事務局の説明及び地区推進委員の報告が終わりましたので質疑を許します。 議案第94号について、質疑ございませんか。 (「異議なし」の声) 質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第94号について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (挙手全員) 全員賛成ですので、議案第94号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定については、許可相当と意見決定いたします。 次に、議案第95号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条

事務局長	第３項に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての議案に移りますが、その前に議案第９５号の①から③については関連がありますので一括して審議したいと思いますと思いますがご異議ございませんか。 （「異議なし」の声） 異議なしと認め、議案第９５号①から③は一括審議とします。 それでは、議案第９５号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について①から③を上程いたします。 事務局より議案の朗読及び説明を求めます。 （議案第９５号①～③朗読） 続けて補足説明いたします。本案件は、農地中間管理事業に伴うものです。 内容としましては、農地中間管理機構である公益財団法人福島県農業振興公社が借り受けた農地を、受け手へ分配する案となっております。 この促進計画については農地中間管理機構が定めるものであり、内容に関して意見を求められているものです。意見決定後に、町から公告されることとなります。 ①②は農地の出し手である****さん、****さんから農地中間管理機構へ貸し付ける案、③は農地中間管理機構から****さんが借り受ける案となっております。 今回の申請については、前回総会議案第９３号にて促進計画案が作成された際に、計画に入っていなかった農地があったため作成されました。実態としては前回同様、****さんが相対で耕作していた箇所を借受人に任せるにあたり改めて農地中間管理機構を通した使用貸借権の設定することになったものです。 促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項に規定される、継続的な農業経営状況、従事日数、対象農地の貸借権の設定等を受けるすべての者の同意が得られていること等の要件をすべて満たしていると思われます。以上です。
会 長	議案第９５号①から③について、山白石地区推進委員 我妻伸司委員より調査報告及び意見を求めます。
我妻委員	山白石地区担当の推進委員我妻です。 議案９５号、農用地使用集積等促進計画（案）①から③についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。 貸付人、****、****さん。****、****さん。借受人、****、****さん。以下記載のとおりです。 ７月１１日８時３０分より、地区副担当の須藤委員、岡田委員及び、

会 長	貸付人2名立ち会いのもと現地にて調査をして参りました。借受人には電話で内容を確認し、内容が間違いないという確認が取れています。 事務局から説明があったとおり、今回賃借権の設定を受ける****さんについては、認定新規就者で専業農家であります。 借受人の経営状況からみて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をいずれも満たしていると思われ、今回の促進計画案は問題ないものと考えます。以上です。 事務局の説明及び地区推進委員の報告が終わりましたので質疑を許します。 議案第95号①から③について、質疑ございませんか。 (「異議なし」の声) 質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第95号①から③について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (挙手全員) 全員賛成ですので、議案第95号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について①から③は、許可相当と意見決定いたします。
会 長	次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。 なければ、事務局より連絡事項をお願いします。
生田目主査	初めに、本日配布した資料についてご説明します。 農業委員・推進委員の最適化業務引継ぎマニュアルが、福島県農業会議より送付ありましたので、配布しております。皆様の3年間の活動の中で、次の委員さんの引継ぎすべき農地、農家、案件の情報などがあるかと思しますので、マニュアルを参考に、引継ぎをお願いします。 次に、議案送付時に同封した、回期末に係る連絡事項についてご説明いたします。 1点目、活動記録簿については、まだ提出していない月がある場合は随時預かりますのでお早めに提出をお願いします。 2点目、全国農業新聞についてです。農業委員をやめた後も継続購入にご協力いただける場合は、「農協口座引落承諾書」に必要事項を記入の上事務局へ提出してください。提出がなかった方は、事務局にて購読終了の手続きをします。 3点目、今期で委員をやめる方の返却物についてですが、農地図をお持ちの場合は返却していただきます。地域計画の地図につきましては、新しい委員さんに引継ぎをお願いします。集会所等に掲示している場合

会 長	はそのままで大丈夫です。 そのほか、議案書、事務用品、作業着等は返却不要です。 4点目、会費の精算についてですが、総会が始まる前に皆さんに清算金をお渡ししております。旅行に行けなかった方につきましては、旅行分の積立金もお返ししておりますのでご確認ください。 最後に、記念写真についてですが、この後外に出ていただき、役場前で写真を撮影いたしますので、総会が終わりましたらご移動をお願いいたします。写真については、後日記念に郵送いたします。 それでは、以上を持ちまして第37回浅川町農業委員会総会を閉会いたしたいと思いますが、本日が第25回期の最後の総会となりますことから終了にあたりまして私のほうから一言皆様へご挨拶を申し上げたいと思います。 私ども第25回期の農業委員会は3年間で37回の総会の開催となりました。その都度公平・公正そして真摯なる審議を頂き本日の95件の議案まで全てを決定頂きました。議案数としては、公選法の廃止から3期目となりますが、23期期85議案、25期期78議案、25期期が只今申し上げましたように95議案と今までで一番多かったようです。このように多くの議案がスムーズに審議ができたのも推進委員の皆様そして事務局の方たちの真摯なる活動そして対応をして頂いた事、さらに農業委員の方たちの慎重なるご審議を頂いた賜物だと深く感謝しております。本当にありがとうございました。 我々の活動には、総会ばかりでなく、案件調査、毎月の農地パトロール、夏の暑い時に実施しました農地利用状況調査、稲の刈り取り前の作況調査等がありさらに、連携会議等での意見交換などいろんな事が沢山ありました。 なかでもなんと言っても25回期の大きな活動では、地域計画の策定だったかなと思います。この地域計画の策定には、事務局さんはじめ担当職員、各委員さんが地域の方たちと夜遅くまで検討に検討を重ね作り上げたものです。皆様のご苦勞に感謝したいと思います。 地域計画は作って終わりではありません。来週からは新体制になりますが、引き続きブラッシュアップをはかり本町農業の発展のためにご尽力頂ければと考えております。 むすびに、皆様のご健勝とご多幸さらに今後さらなるご活躍をご祈念申し上げまして挨拶といたします。3年間のご協力本当にありがとうございました。以上です。 事務局長
	ご起立願います。礼。ご苦勞様でした。

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)